

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木) 午前9時30分
 2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
 3. 農業委員 11名中11名出席し、その氏名は次のとおり
尾 上 昭 則 藤 原 和 正 太 田 修
小 林 桂 治 石 黒 五 月 宮 本 英 美
藤 原 由 果 大 森 茂 利 由 喜 門 尊
出 射 實 久 山 英 之
欠席委員
 4. 議事に参与した者
事務局長 服部 博昭
事務局 青木 潔
事務局 坂本 隆也
 5. 議事内容
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第5条許可申請(県知事進達)について
第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)
- そ の 他

地の所在地は「邑久町山手 2415」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2019㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は8,612㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人による継続的な耕作不可能のため譲受人が代わりに耕作を行う旨の所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大河原委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■」。譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「瀬戸内市 邑久町福中 967-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1090㎡。譲受人の農地までの距離は3km。耕作面積は8,426㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕

作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人による継続的な耕作不可能のため譲受人が代わりに耕作を行う旨の所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の佐藤委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■■■ ■■ ■■■ ■■」。農地

の所在地は「邑久町豊原 4 1 1 - 2」。登記、現況地目はいずれも

「畑」。面積は 322 m²。「邑久町豊原 4 1 2」。登記、現況地目は

いずれも「畑」。面積は 330 m²。譲受人の農地までの距離は 2 0 0 m。

耕作面積は 8, 7 6 5 m²となっております。家族数及び耕作者数はい

づれも 1 名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方

の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので 1 0 a あたり

■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を

全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕

作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ

ます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

のと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、本来であれば、担当委員さんのご意見を伺うところではありますが、規模縮小により、推進委員の出席を控えていただいておりますので、事務局より各担当委員から聞き取った内容を代読してもらいます。それでは、1番案件から順に説明をお願いします。

事 務 局 1番案件についてご説明します。譲受人と譲渡人は叔父と甥の関係で、譲渡人は県外に住んでいます。これまで、この農地の耕作は市内に住む親戚が行っており、今後も耕作を自身で行うことがないため、譲受人に譲り渡すことで話がまとまりました。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、お願いします。

事 務 局 2番案件についてご説明します。譲渡人が今後耕作を行う予定も無いため、譲受人に相談したところ耕作を代わりに行ってもいいとのことで話がまとまりました。特に問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件について、お願いします。

事 務 局 3番案件についてご説明します。譲渡人申請地はこれまでも譲受人が耕作しており、この度、譲渡人と話がまとまり購入することになりました。特に問題はありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、お願いします。

事 務 局 4番案件についてご説明します。譲渡人が高齢により、今後耕作や管理が出来ないとのことで、譲受人に相談したところ話がまとまりました。特に問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、5番案件について、お願いします。

事 務 局 5番案件についてご説明します。譲渡人は現在市外に住んでおり今後、耕作も管理も出来ないため、譲受人に相談したところ譲受人が取得し耕作を行うことで話がまとまりました。特に問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、6番案件について、お願いします。

事 務 局 6番案件についてご説明します。譲渡人が高齢により、今後耕作が出来ないため、譲受人に相談したところ話がまとまりました。譲受人も現在、手広く耕作を行っている方なので特に問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、7番案件について、お
 願いします。

事 務 局 譲渡人が農地を手放したいと考えており、この度、譲受人に相談した
 ところ、代わりに耕作を行っても良いとのことで話がまとまりました。
 特に問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見の代
 読は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いしま
 す。

議 長 (意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
 ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請、1番案件から7番案件に
 ついて、許可に賛成の方、挙手願います。

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
 続きまして、第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の
 説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料2～4頁目をご覧ください。第2号議案農地法第5
 条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人
 「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。土地
 の所在地は「邑久町北島 742-1」。地目は「畑」。面積は
 227 m²。「邑久町北島 742-2」。地目は「畑」。面積は 101 m²。
 「邑久町北島 743」。地目は「畑」。面積は 70 m²。転用目的は
 「倉庫」。施設の概要は「倉庫 1棟 73.22 m²」農地区分は第
 2種農地で普通畑となっております。資金は、■■ ■■となっております。
 隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10
 aあたり■■ ■■となっております。また、農用地区域外農地でありま
 す。資料8ページをご覧ください。牛窓邑久西大寺線より北へ約30
 0mところに位置しております。

【2番案件】

譲受人「牛窓町牛窓3188番地1 建設業 康愛産業株式会社 代
 表取締役 友野 顕」。譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原 329」。
 地目は「田」。面積は 2024 m²。転用目的は「事務所 倉庫 露天駐車場」。
 施設の概要は「事務所 1棟 283.50 m²」「倉庫 1棟
 85.50 m²」農地区分は第2種農地で収量は米480kg となつて
 おります。資金は、■■ ■■となっております。隣地への被害はありま
 せん。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となつてお

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を事務局より代読します。1番案件について、お願いします。

事 務 局 1番案件についてご説明します。譲受人は申請地の近所に居住しており、メダカの養殖等を行っているが、この度養殖用の水槽を置く場所が手狭となったため、譲渡人に相談し、申請地を利用することになったそうです。近隣には農地もほとんどないため、影響等もないので特に問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続いて、2番案件について、お願いします。

事 務 局 2番案件についてご説明します。譲受人は現在市内で事業を行っているが、現在の敷地では資材等を置く場所が手狭となったため、この度申請地に事務所、倉庫、資材置場を建築する計画となりました。排水等についても特に問題なく、利用計画もしっかりしているので近隣農地にも影響はないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。続いて、3番案件について、お願いします。

事 務 局 3番案件についてご説明します。譲受人は現在申請地の隣接地を資材置場として利用しているが、事業規模が拡大したため、資材置場が手狭となり、隣接地を造成し敷地拡張を行いたいとのこと。近隣農地にも特に影響は無く、排水についても集水柵を新たに設けるとのことなので排水関係についても特に問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。続いて、4番案件について、お願いします。

事 務 局 4番案件についてご説明します。譲受人はこの度、子供の成長に伴い、居宅の建築計画を立てました。当該申請地は、譲受人の妻の実家から近く、将来、妻の両親のお世話をするにあたって距離が近いため便利が良いと判断したそうです。譲渡人とも話がまとまり、排水等についても了承を得られたとのことだったので、特に問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。続いて、5番案件について、お願いします。

事 務 局 5番案件についてご説明します。譲受人は申請地の北側で事業を行っており、この度、製品の資材置場が手狭となったため工場南側の申請地を資材置場として利用するとのこと。近隣には様々な会社もあり、農地もほとんどないので近隣農地に与える影響は無いと思います。また排水等についても了承を得ているようなので特に問題ありません。

- 議 長 はい、ありがとうございました。続いて、6番案件について、お願いします。
- 事 務 局 6番案件についてご説明します。譲受人は現在、申請地の隣地でハローズを営業しており、今回は申請地を造成し、貸店舗経営を行い、ジュンテンドーに貸し出す予定とのことでした。隣地の同意、排水についても地元の土木委員から了承を得ており問題ないと思います。また、用水路の付替えがあるそうですが、こちらについても、土木委員から了承を得ることができているそうなので問題ないです。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いて、7番案件について、お願いします。
- 事 務 局 7番案件についてご説明します。譲受人と譲渡人は親子関係で、譲渡人は今後も耕作を行うこともないため、土地の有効利用をするために共同住宅の建築を計画したそうです。隣地の同意も取れ、排水についても地元の土木委員さんから了承も得れたので特に問題ないと思います。
- 議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見の代読は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第2号議案農地法第5条許可申請、1番～7番案件について、許可意見に賛成の方、挙手願います。
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可意見として決定させていただきます。
続きまして、第3号議案、農地転用事業計画変更承認について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは議案資料5頁目をご覧ください。第3号議案農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。
【第3号議案農地転用事業計画変更申請承認について議案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせていただきます。
第3号議案 農地転用 事業計画変更申請承認について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、承認とさせていただきます。
続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料6～7頁目をご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。令和4年3月の通常総会については3月10日木曜日に瀬戸内市中央公民館 視聴覚室で開催予定となっております。令和4年4月の通常総会につきましては、4月20日水曜日に瀬戸内市役所 本庁 2階大会議室で開催予定となっております。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和3年度2月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和4年2月10日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員